

○認知機能検査等実施要綱の制定について

(平成 22 年 3 月 17 日例規第 36 号)

みだしのことについて、別添のとおり「認知機能検査等実施要綱」を定めたので通達する。

別添

認知機能検査等実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、認知機能検査の実施に関する規程（平成 21 年県公委規程第 9 号。以下「規程」という。）第 15 条の規定により認知機能検査及び認知機能検査員講習（以下「認知機能検査等」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠

認知機能検査等については、警察庁が定める認知機能検査の運用通達、認知機能検査の実施要領（以下「検査実施通達」という。）、認知機能検査員講習の実施通達（以下「検査員講習通達」という。）及び外国語の説明による認知機能検査の実施要領等並びに規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 検査受託機関

- 1 規程第 2 条第 1 項の規定により認知機能検査（以下「検査」という。）の委託を受けた機関（以下「検査受託機関」という。）は、検査を適正かつ円滑に実施しなければならない。
- 2 検査受託機関は、必要により規程第 5 条の承認を受けた認知機能検査員（以下「検査員」という。）の業務を補助する者（以下「補助者」という。）を必要数置くことができるものとする。

第 4 検査実施要領

1 検査の申込み等

- (1) 検査受託機関は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 101 条の 7 第 1 項の規定による検査の申込みを受けたときは、同条第 3 項に規定する期間が 1 月を超えることとなる日までに当該受検者が検査を受けることができるよう配慮するものとする。
- (2) 検査日の変更に係る申出があったときは、検査を受検できる期間内に改めて検査日を指定するものとする。

2 検査実施前の確認

検査を実施する前に次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 規程第 8 条に規定する方法により、受検者本人であることを確認すること。
- (2) 受検者の運転免許証又は法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下「免許情報記録」という。）（当該受検者が運転免許証及び法第 95 条の 2

第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては運転免許証及び免許情報記録)の有効期間を確認し、検査の実施に支障がないかどうかを確認すること。この場合において、運転免許が失効している者(法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者を除く。)については、検査を実施しないこと。

3 検査の実施方法

検査は、認知機能検査検査用紙(検査実施通達別添1)による検査(以下「ペーパー検査」という。)又は検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットによる検査(以下「タブレット検査」という。)のいずれかにより行うものとする。

4 検査実施時の留意事項

(1) ペーパー検査及びタブレット検査共通の留意事項

- ア 受検者が不安、誤解等を抱くことがないように、検査前及び検査中において、検査の目的、方法等の分かりやすい説明に努めること。
- イ 検査は、受検者の認知症の診断を行うものではなく、認知症の診断は、専門の医師が行うものであることについて、十分に説明すること。
- ウ 検査を実施する場所(以下「検査場所」という。)は、教室等の外部から遮断された場所とすること。
- エ 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、検査場所内の席を間隔を空けて配置し、又は受検者の間についてを設置すること。
- オ 受検者の腕時計、携帯電話、メモ類等の所持品は、あらかじめカバン等に入れさせ、検査中、受検者が不正行為を行っていないかどうかについて確認を行うこと。

(2) ペーパー検査における留意事項

- 検査1回当たりの受検者数は、1検査場所につき10人以下とすること。ただし、検査員のほかに補助者を置き、検査場所に次に掲げる措置を講ずる場合は、20人以下とすることができる。
- ア 手がかり再生(16の記憶項目を再生することによる記憶力についての検査という。以下同じ。)のイラストを、受検者全員が確認できるように掲示する。
 - イ 補助者が余裕を持って移動できるような広さを確保する。

(3) タブレット検査における留意事項

- ア 検査1回当たりの受検者数の制限は設けない。ただし、検査場所の規模に応じて受検者の案内、質疑対応等が可能な範囲で実施し、必要に応じて補助者を配置すること。
- イ 実施方法は、一斉又は個別を問わない。
- ウ 検査員は、各受検者の検査の進行状況等について、随時確認を行うこと。

5 検査の実施

(1) ペーパー検査

ペーパー検査は、認知機能検査進行要領（検査実施通達別添 3）に従い、認知機能検査検査用紙及び手がかり再生のイラスト（検査実施通達別添 2 のうち、任意の 1 パターンを選択）を用いて実施するものとする。

(2) タブレット検査

タブレット検査は、タブレットを用い、その音声ガイダンスにより、認知機能検査進行要領に準拠して実施するものとする。この場合において、手がかり再生の検査パターンは、任意の 1 パターンを選択して設定するものとする。

6 検査の採点

(1) ペーパー検査の採点

ペーパー検査の採点は、検査終了後速やかに、採点補助用紙（検査実施通達別添 4）及び採点基準（検査実施通達別添 5）に従って行わなければならない。

(2) タブレット検査の採点

タブレット検査の採点は、採点基準に準拠したソフトウェアの機能により自動で行うことができるものとする。

7 検査結果の通知等

(1) 検査受託機関は、検査終了後、規程第 9 条の規定による認知機能検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）の交付を行うものとする。

(2) 結果通知書は、受検者のプライバシーを保護するため、封筒に入れて交付すること。

(3) 結果通知書は、運転免許を受けようとする者にあつては運転免許申請書、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者にあつては更新申請書に添付しなければならない旨を教示すること。

(4) 結果通知書は、副本の作成を必ずしも必要としないが、受検者が亡失する等した際に再交付できるようにしておくこと。

8 苦情又は不服の申出に対する措置

検査員は、検査の結果について、受検者から苦情又は不服の申出があったときは、検査終了後に受検者に個別に説明するものとする。

9 実施結果等の報告

(1) 実施結果の報告

規程第 13 条第 1 項の規定による公安委員会への検査の実施結果の報告については、検査日ごとに検査に用いた認知機能検査検査用紙及び採点補助用紙により行うものとする。

(2) 実施結果の変更連絡

検査受託機関は、規程第 13 条第 1 項に規定する報告後、実施結果に変更が生じた場合には、速やかに報告しなければならない。

10 特異事案の報告

検査受託機関は、受検者に関係する不正事案等の特異事案が発生した場合には、高齢者講習実施要領の制定について（平成 10 年甲通達運教第 42 号）第 7 の特異事案発生報告書により、その状況を本部長に報告するものとする。

11 その他の留意事項

(1) 検査結果の秘密の厳守

検査を実施する上で知り得た個人情報について、紛失、漏えいがないよう厳正に管理しなければならない。

(2) 検査結果の目的外使用の禁止

前記(1)の個人情報について、検査以外の目的で使用してはならない。ただし、県本部運転免許課長（以下「主管課長」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 結果通知書の管理

検査受託機関は、公安委員会の公印の印影が印刷された結果通知書を施錠設備のある場所に保管し、適正に管理しなければならない。

第 5 公安委員会による検査

1 検査の実施場所

規程第 2 条第 2 項の規定により公安委員会が行う検査は、運転免許センター（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和 40 年県公委規則第 6 号）第 2 条に規定する東部運転免許センター、中部運転免許センター及び西部運転免許センターをいう。）、署その他適当と認める施設において実施するものとする。

2 検査実施要領

前記 1 の検査の実施に当たっては、第 4 の 1 から 8 までの規定に準じて行うこと。

第 6 認知機能検査員講習実施要領

1 講習対象者

規程第 4 条に規定する認知機能検査員講習（以下「講習」という。）は、講習の受講を希望する 21 歳以上の者を対象とする。

2 講習指導員

講習を行う指導員（以下「講習指導員」という。）は、警察庁が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を受けた警察職員とする。

3 講習の実施

講習は、年 1 回以上実施するものとする。

4 講習の周知

主管課長は、講習日及び講習場所が決定した場合には、県警ホームページへの掲載などを行い、当該講習の実施について周知を図り、広く受講機会を提供するものとする。

5 講習の実施

講習指導員は、次表の実施基準に従い講習を行うものとする。

講習項目	講習内容	備考
高齢者と認知症の実態及び基礎理論（90分）	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論	視聴覚教材使用
	(2) 認知症の症状と対応方法	
高齢運転者対策の概要（60分）	(1) 高齢運転者の交通事故情勢	講義形式
	(2) 認知機能検査の内容	
	(3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施	
	(4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書	
	(5) 安全運転相談	
認知機能検査の実施方法（150分）	(1) 認知機能検査の実施方法	講義形式（40分）
	(2) 検査結果の採点方法	
	(3) 検査結果の伝達方法	
	(4) 認知機能検査の模擬実施 ・ 講師による模範実施（40分） ・ 受講者同士の模擬実施（60分） ・ 質疑応答（10分）	ロールプレイング形式（110分）

6 留意事項

検査員講習通達2(3)に基づく講習項目の省略は、終了したことを証明できる書面の提出をもって行うものとする。

第7 検査結果等の保存

- 1 公安委員会に係る検査の実施に関する文書（認知機能検査検査用紙及び採点補助用紙にあっては、検査受託機関から提出されたものを含む。）は、次に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める期間、主管課長が保存するものとする。

- (1) 認知機能検査受検申請書 5年間
- (2) 認知機能検査検査用紙 4年間
- (3) 採点補助用紙 4年間

- 2 タブレット検査の結果に係る文書の保存については、前記1(2)及び(3)に掲げる文書に相当する電磁的記録を、当該各号に定める期間保存することをもって代えることができるものとする。

第8 その他

この要綱の運用に関し必要な事項は、主管課長が別に定める。